別表第十四㈠を次のように改める。

別表第十四(一)

電子申請等証明書交付請求書

税務署長あて

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

番　号

下記のとおり，電子申請等証明書の交付を請求します。

記

証明を受けようとする事項		
電子申請等を行った日	送信した電子申請等	送信した事項
		要・否
		要・否
		要・否
		要・否
		要・否

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　税務署長等（法第97条に規定する税務署長等をいう。）のうち税務署長以外の者に提出する場合には、この書式中「税務署長」とあるのは、「（国税局長等の官職名）」とする。

3　国税審議会会長に提出する場合には、この書式中「番号」の字句を抹消する。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第十四㈡の表の備考1中「3㈠は」を「4㈠は」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成七年大蔵省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第五項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）」に改め、同条第七項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第十項第一号及び第十一項第一号中「及び住所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第三条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第五項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）」に改め、同条第六項第一号、第八項第一号、第十項第一号、第十五項第一号、第十八項第一号、第二十項第一号、第二十二項第一号、第二十四項第一号、第二十六項第一号及び第二十九項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号ロ中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号ロ及び第三号ロ中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（国外公社債等の利子等の分離課税等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の四第一項及び第三項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第二項に規定する源泉徴収不適用申告書について適用し、施行日前に提出した第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の四第二項に規定する源泉徴収不適用申告書については、なお従前の例による。

（障害者等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第三条　新規則第二条の五第一項において準用する所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）による改正後の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号。以下この条において「新所得税法施行規則」という。）第六条第二項、第八条の三及び第九条第二項の規定は、施行日以後に提出する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（以下「番号利用法整備令」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条の四第三項において準用する番号利用法整備令第十五条の規定による改正後の所得税法施行令